

岐阜県立各務原高等学校と学校法人聖徳学園 岐阜聖徳学園大学との  
高大連携事業に関する協定書

令和 6年 / 月 / 日

甲 岐阜県立各務原高等学校  
校長

乙 岐阜聖徳学園大学  
学長

岐阜県立各務原高等学校（以下「甲」という。）と岐阜聖徳学園大学（以下「乙」という。）は、更なる相互の発展のため、緊密な連携・協力関係を構築することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の人的・知的資源の交流・活用を図るとともに、相互の教育の充実・発展に資することを目的とする。

（事業内容）

第2条 甲と乙が連携協力して行う事業（以下「高大連携事業」という。）は、次のとおりとする。

- （1）教育実践にかかる相互支援
- （2）生徒、学生の相互交流
- （3）教育職員の相互交流
- （4）その他、甲と乙が連携事業として合意した事業

（実施組織）

第3条 甲と乙は、その代表で組織する高大連携推進委員会を設置し、高大連携事業の内容について協議し、実施するものとする。

（情報保護）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1カ月前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件をもって1カ年更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 前条までに定めるもののほか、高大連携事業について必要な事項は、甲と乙が協議して別に定める。

2 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して決定する。  
この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

細井恒樹

観山正見